

IFRS Digest

国際財務報告基準(IFRS)を巡る動向 2014年5月1日～2014年5月31日



1. 国際会計基準審議会 (IASB) 及び欧州等の動向

(1) IFRSの動向

① 作業計画の更新

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年5月28日付で作業計画を更新した¹。次ページの表は、主なプロジェクトについて、[IFRS Digest 14-4](#)の1.(1)①で取り上げた2014年4月30日付の作業計画と、2014年5月28日付の作業計画との比較を示したものである。主要プロジェクト(MOU関連)の公表物に関する主要な変更点は、以下のとおりである。

- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が公表された(後述②参照)ことに伴い、収益認識プロジェクトがワークプランから削除された。

¹ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>

| プロジェクト | 公表物等 | 2014年4月30日 | 2014年5月28日 |
|------------------------------|---------------------|------------|----------------------|
| アジェンダ協議 | | | |
| 2回目の意見募集 | | 2015年 | 2015年 (変更なし) |
| 金融危機関連プロジェクト | | | |
| IFRS第9号 金融商品 (IAS第39号の差替え) | | | |
| 分類及び測定 (見直し) | 最終基準書 | 2014年2Q | 2014年2Q (変更なし) |
| 減損 | 最終基準書 | 2014年2Q | 2014年2Q (変更なし) |
| ダイナミックリスク管理の 会計処理(マクロヘッジ) | パブリック・ コンサルテーション | 2014年2Q-3Q | 2014年2Q-3Q (変更なし) |
| MOU項目関連プロジェクト | | | |
| リース | 再審議 | 2014年2Q | 2014年2Q (変更なし) |

② 審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトの動向

■ 収益認識に関する最終基準を公表

IASBは2014年5月28日、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」²を公表した。IFRS第15号は、IASBとFASBの共同プロジェクトの成果として公表されたものである。本基準は、包括的な単一の収益認識基準を開発することにより、財務諸表の作成を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者により有用な情報を提供することを主な目的として開発された。本基準の概要は以下のとおりである。

- 収益認識に関するグローバルな単一のフレームワークを提供する。
- 「支配」に基づくモデルである (IAS第18号「収益」における「リスク及び経済価値」という概念は、支配の移転を表すための指標とされた)。
- 対価は、顧客に移転する財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる金額で測定する。
- 収益認識の単位を契約における顧客との約束 (履行義務) とし、これに関する詳細なガイダンスが設けられた。
- 企業は、履行義務を充足した時点で、または一定の期間にわたり履行義務を充足するに従って、収益を認識する。履行義務が一定の期間にわたって充足されるものであるか否かを判断するための一定の要件が設けられた。
- 定量的、定性的な開示情報が拡充された。

IFRS第15号は、2017年1月1日以降に開始する会計年度から強制適用される。早期適用も認められる。

本基準の概要については、あずさ監査法人の[IFRS News Flash](#) (日本語) 及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2014/09号](#) (英語) を参照。あずさ監査法人では、近日中に、IFRS第15号の概要を紹介する、解説資料を公表する予定である。

2 (IASBのプレスリリース) <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Revenue-Recognition/Project-news-history/Pages/Project-update-2-May-2014.aspx>

審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトに関する、2014年4月までの
 ボード会議の動向については、[過去のIFRS Digest](#)を参照。2014年5月のボード会議³で
 は、リースの審議が行われている。

■ リース

IASBは、FASBとの合同会議で、リースの定義、リース構成部分と非リース構成部
 分の区分及び初期直接コストについて議論した。2014年5月のボード会議における
 暫定合意は以下のとおりである。

| リースの定義 | |
|--|---|
| IASBとFASBは、リースの定義に関する提案がどのように適用されるかを示すために、スタッフの提案に基づく最終基準のドラフトと例示を提示するよう、スタッフに指示した。スタッフの提案内容は次のとおりである。 | |
| 基本的な考え方 | <p>2013年の公開草案と同様のガイダンスを維持する。具体的には、次の両方を評価することにより、契約がリースを含むか否かを判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか。 ■ 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかどうか。 |
| 契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか | <p>次の事項を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 供給者が代替資産への入替えを行う実質的な能力 (practical ability) を有していない場合や、代替資産に入れ替えることにより供給者が便益を得ることができない場合は、特定された資産の使用に依存する。 ■ 上記に該当するか否かを決定することが、顧客にとって実務上不可能である場合、顧客は、契約の履行が特定された資産の使用に依存すると仮定する。 |
| 特定された資産の使用を支配する権利 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 資産の使用による経済的便益に最も重要な影響を与える意思決定が何であるか (特に、供給者と顧客の双方が意思決定権を有する場合、いずれの当事者が最も重要な影響を及ぼすか) を決定する方法について、追加的なガイダンスを提供する。 ■ 2013年の公開草案で提案されていた、サービスの提供に付随する資産に係るガイダンスを削除する。 |
| リース構成部分と非リース構成部分の区分 | |
| 貸手 | <p>リース構成部分と非リース構成部分との区分及びそれらの構成部分への契約上の対価の配分について、2013年の公開草案と同様のガイダンスを維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 別個の履行義務への取引価格の配分について、収益認識基準のガイダンスを適用する。 ■ 契約条件変更を別個の新しいリースとして会計処理しない場合、契約上の対価を再配分する。 |
| 借手 | <p>リース構成部分と非リース構成部分の区分及びそれらの構成部分への契約上の対価の配分について、2013年の公開草案を次のように変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ リース構成部分と非リース構成部分とを区分せず、リース契約全体を単一のリース構成部分とすることを、会計方針として原資産の分類ごとに選択することを認める。 ■ リース構成部分と非リース構成部分とを区分する場合、借手は次のように会計処理する。 <ul style="list-style-type: none"> － 契約上の対価に関連する単独の価格の比率に基づいてそれらの構成部分に配分する。 － 借手に対して財やサービスを移転しない活動 (または貸手のコスト) は、契約における構成部分とはならない。 － リース期間や借手による購入オプションの行使が合理的に確実か否かを見直す場合、または契約条件変更を別個の新しいリースとして会計処理しない場合、契約上の対価を再配分する。 － 入手できる場合は観察可能な単独の価格、そうでなければ単独の価格の見積額を使用する。 |

3 <http://media.ifrs.org/2014/IASB/May/IASB-Update-May-2014.pdf>

| 初期直接コスト | |
|--------------|--|
| 初期直接コストの性質 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 増分コストのみが初期直接コストの要件を満たす(すなわち、内部コストの配分額は、初期直接コストから除外される)。 ■ 初期直接コストは、リースを獲得できなかったとしたら生じなかった増分コスト(例えば、手数料、リースを獲得するために既存のテナントに対して支払った金額)のみとする。 ■ 借手と貸手で同じ定義を使用する。 |
| 初期直接コストの会計処理 | <ul style="list-style-type: none"> ■ タイプAリースの貸手は、リース開始日に販売益を認識する貸手を除き、リースの計算利率の決定に際して初期直接コストを考慮することにより初期直接コストをリース債権の当初測定に含める。また、リース開始日に販売益を認識する貸手は、タイプAに関連する初期直接コストを、リース開始日に費用として認識する。 ■ タイプBリースの貸手は、初期直接コストをリース期間にわたって費用処理する。 ■ 借手は、使用権資産の当初測定に初期直接コストを含めて、リース期間にわたって償却する。 |

③ MOU項目関連以外の主なプロジェクト(公開草案公表済みのもの)

■ 共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)を公表

IASBは2014年5月6日、「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)」⁴を公表した。本改訂により、実務上会計処理にばらつきが生じていた、共同支配事業に対する持分を取得した場合の会計上の取扱いが明確化された。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 共同支配事業に対する持分を取得し、その共同支配事業の活動がIFRS第3号で定義する「事業」を構成する場合、企業は、IFRS第11号に整合する範囲で、IFRS第3号及び他の基準書のすべての事業結合の会計処理に関連する原則を適用する。また、事業結合について求められる情報を開示する。
- IFRSを初度適用する企業は、過去の事業結合に関する免除規定を、事業を構成する活動を行っている共同支配事業に対する持分についても適用することが認められる。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から将来に向かって適用される。早期適用も認められる。

本改訂の概要については、あずさ監査法人の[IFRS News Flash](#)(日本語)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2014/07号](#)(英語)を参照。

■ 「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」を公表

IASBは2014年5月12日、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」⁵を公表した。本改訂は、有形固定資産の減価償却方法及び無形資産の償却方法のうち、収益に基づく方法の取扱いを明確化している。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 収益に基づく減価償却は、通常、資産の消費以外の要因も反映するため、有形固定資産の減価償却方法として適切ではない。

4 (IASBのプレスリリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-amendments-to-IFRS-11-Joint-Arrangements-May-2014.aspx>

5 (IASBのプレスリリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/Publication/Pages/IASB-publishes-amendments-to-IAS-16-and-IAS-38-May-2014.aspx>

- － 収益に基づく償却は、無形資産の償却方法として適切ではないと推定される。ただし、以下のいずれかの限られた場合においては、この推定を覆すことができる。
 - 無形資産が収益の測定値として表現される場合
 - 収益が無形資産の経済的便益の消費と強い相関があることを証明できる場合
- － 無形資産に固有の主要な制約要因(期間、生産量、収益等)に着目して償却方法を決定する考え方が示されている。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

本改訂の概要については、あずさ監査法人の[IFRS News Flash](#) (日本語) 及び [IFRS IN THE HEADLINES 第2014/08号](#) (英語) を参照。

④ 2014年5月のボード会議で審議されたその他のプロジェクト

2014年5月のボード会議⁶で審議されたその他のプロジェクトは、以下のとおりである。

- 概念フレームワーク
- IAS第12号「法人所得税」の未実現損失にかかる繰延税金資産の認識
- 持分法の会計処理
- 持分法: その他の純資産変動に対する持分
- 中小企業向けIFRSの包括的な見直し
- 農業: 果実生成型植物 (IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第41号「農業」の改訂案)

(2) 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2014年5月1日から2014年5月31日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである(2014年4月30日時点で公表済みのもの)。

- 新興経済グループ (Emerging Economies Group, EEG)⁷ (2014年5月28-29日、モスクワ)
- IFRS財団会議⁸ (2014年5月29-30日、シンガポール)
会議において、IASBのHans Hoogervorst議長は、各国のIFRSの適用状況とIASBの作業計画についてスピーチを行った⁹。IFRSの適用状況については、アジアの状況を中心に説明し、特に日本についてはIFRSの適用は強制されていないものの、任意適用企業が増加しつつあることに言及した。IASBの作業計画については、リース・プロジェクトに関して全世界の12,000社を対象に実施した影響分析について説明し、公表予定のリース基準により重大な影響を受ける企業は限定的であると説明した。

6 <http://media.ifrs.org/2014/IASB/May/IASB-Update-May-2014.pdf>

7 <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/EEG-meeting-May-2014.aspx>

8 <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS%20Conference%20in%20Singapore-May%202014.aspx>

9 <http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/Speech-by-Hans-Hoogervorst-Charting-progress-towards-global-accounting-standards-May-2014.aspx>

(3) その他**① IASBと他の会計基準設定主体との憲章**

IASBは2014年5月7日、IASBと他の会計基準設定主体との協力のあり方に関する憲章(Charter)「グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働」¹⁰を公表した。この憲章の目的は、IASBと、会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)に代表される他の会計基準設定主体との間の協力に関する主要な原則を定めることとされている。この憲章は、IASBと他の会計基準設定主体との間のコミットメントと期待に関する共通の理解を記述したものであり、拘束力のある取決めではない。

2. 米国の動向**(1) 米国証券取引委員会(SEC)の動向****① SEC委員長、米国のIFRSの適用について言及**

米国証券取引委員会(SEC)のMary Jo White委員長は2014年5月20日、財務会計財団(Financial Accounting Foundation, FAF)の会議のスピーチ¹¹において、米国のIFRSの適用について言及した。スピーチの中で、White氏は、IFRSの適用に対するこれまでの米国の取組みについて説明し、重要ポイントとして、(a)SECがIFRSを検討する際には、引き続き米国の投資家の利益を中心に考慮すること、(b)FASBは米国企業のための会計基準の最終的な会計基準設定主体であり続けること、(c)グローバルな会計基準の開発において米国が果たす役割が重視されなければならない、の3つの論点をあげた。

White氏はまた、「高品質で世界的に認められた単一の会計基準は米国の投資家にとって有益であり、その目標はSECのミッションと整合している」というこれまでのSECの考え方は現在も有効であり、この重要なテーマについてさらなる声明を発表することがSECの優先事項であると説明するとともに、近い将来、詳細について公表できればよいという希望を述べた。

(2) 米国財務会計基準審議会(FASB)の動向**① MOU項目関連のプロジェクトの動向****■ 収益認識に関する最終基準を公表**

FASBは、会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」¹²を公表した。ASU第2014-09号は、FASBとIASBの共同プロジェクトの成果として公表されたものである。

本基準の概要については、1.(1)②を参照。

■ 金融商品プロジェクトの動向

FASBは2013年12月のボード会議¹³において、金融資産の減損、分類、測定について、IASBと合同で開発してきた事業モデル評価に基づくモデルの検討を続行しないことで暫定的に合意した(IFRS Digest 13-12の1.(1)②及びあずさ監査法人のDefining Issues 13-56(日本語)を参照)。FASBはその後単独で審議を行っている。

10 (IASBのウェブサイト) <http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/IASB-agrees-charter-with-accounting-standard-setting-community.aspx>
(ASBJのウェブサイト: 仮訳あり) <https://www.asb.or.jp/asb/asbj/iasb/others/20140530.shtml>

11 <http://www.sec.gov/News/Speech/Detail/Speech/1370541872065>

12 http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176164075286

13 http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage&cid=1176163665698&rss=1

FASBは2014年5月14日のボード会議¹⁴において、以下の事項について暫定的に合意した。

- 最終基準書において、持分投資のトレーディング区分への分類に対する実務上の例外規定について明確化する。
- AFS負債証券に関連する繰延税金資産の評価性引当金は、企業のその他の繰延税金資産とまとめて評価する。
- 最終基準書において、類似する金融資産プールの会計処理についてガイダンスを提供しない。
- ローン・コミットメント、リボルビング・クレジット・ライン、商業信用状、及びAFS負債証券の為替差損益については、現行のU.S. GAAP(公正価値評価差額とまとめてOCIに計上)を引き継ぐ。

金融商品に関する2014年5月のFASBのボード会議の概要については、[Defining Issues 14-23](#)(日本語)を参照。

3. 日本の動向

(1) 自由民主党の日本経済再生本部、「日本再生ビジョン」を公表

自民党の日本経済再生本部は2014年5月23日、政府が2014年6月に改定予定の日本再興戦略に向けての提言をまとめた「日本再生ビジョン」¹⁵を公表した。今回の提言は、2013年5月に同本部が自民党の成長戦略として公表した「中間提言」¹⁶の改定版として位置づけられている。

日本再生ビジョンが掲げる7つの柱のうち、4.「日本再生のための金融抜本改革(5)『会計基準等、企業の国際化、ルールの国際水準への統一』」では、諸外国から日本国内への投資を促進するための戦略として、以下の4つの観点から、IFRSに関する具体的な提言がなされている。

- 会計における「単一で高品質な国際基準策定」への明確なコミットの再確認
- IFRSの任意適用企業の拡大促進
- JPX新指数に採用された企業への働きかけ
- 東証上場規制における企業のIFRSに関する考え方の説明の促進、及び「IFRS適用レポート(仮称)」の作成

このほか、5.「起業大国No.1の実現(1)『起業大国実現の本気度を示す大玉政策』」において、日本基準では、のれんの償却が義務付けられていることについて、IFRSとの関係で競争力に問題が生じかねないとして、IFRSへの移行を促進するなどの問題解決を検討することが必要との提言もなされている。

¹⁴ http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176164055174

¹⁵ 日本再生ビジョン(自民党 塩崎恭久議員のウェブサイト) https://www.y-shiozaki.or.jp/pdf/upload/20140604173117_Ap9n.pdf

¹⁶ 自由民主党 日本経済再生本部による中間提言(http://www.y-shiozaki.or.jp/contribution/pdf/20130511154955_RUvP.pdf) (2013年5月10日)。その後、自民党の政務調査会、金融調査会、企業会計に関する小委員会から「国際会計基準への対応についての提言」(https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf111_1.pdf) (2013年6月13日)が公表された。

(2) 企業会計基準委員会(ASBJ)の動向

① IFRSのエンドースメントに関する作業部会

ASBJは、2013年7月25日に設置した「IFRSのエンドースメントに関する作業部会(以下、作業部会)」において、「エンドースメントされたIFRS」を開発するための検討を行っている(IFRS Digest 13-7の2.(2)②を参照)。エンドースメントされたIFRSの開発にあたっては、IASBが設定した個々の会計基準等を修正することなしに採択可能か否かを判断するとともに、どのような項目についてガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても検討が行われる。

第4回までの作業部会で、日本基準とIFRSの個別規定とを比較することにより、「検討が必要な項目の候補」の抽出が行われた。第5回から第10回の作業部会では、「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析が行われた。

第11回の作業部会では、関連するIFRSの規定を削除または修正した場合の文案に基づいて検討が行われた。

第12回(2014年5月22日)¹⁷の作業部会では、公開草案の公表に向けて、仮に、のれんの非償却及びその他の包括利益のリサイクリングについて、IFRSの規定を「削除又は修正」とした場合を前提として作成した公表文書のドラフトに基づいて検討が行われた。

② 日本の会計基準の開発状況(IFRSとのコンバージェンス関連プロジェクト)

■ 企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準等の改正について

ASBJは2014年5月16日に、改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」¹⁸及び改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」¹⁹を公表した²⁰。

本改正では、2013年に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下、「2013年改正企業結合会計基準」)において暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことに伴い、四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いについて改正が行われた。

本会計基準等の適用時期は、2013年改正企業結合会計基準の暫定的な会計処理の確定の取扱いに係る事項の適用時期と同様である。

③ その他の包括利益に関するショート・ペーパーの公表

ASBJは2014年5月23日、「OCI は不要か?」²¹というショート・ペーパーを公表した²²。

ASBJは、2013年12月に開催された会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議において「純損益／その他の包括利益及び測定」²³と題するペーパーを提示した。

¹⁷ <https://www.asb.or.jp/asb/asbj/endorsement/minutes/20140522.shtml>

¹⁸ https://www.asb.or.jp/asb/asbj/documents/docs/shihanki_2014/shihanki_2014_02.pdf

¹⁹ https://www.asb.or.jp/asb/asbj/documents/docs/shihanki_2014/shihanki_2014_04.pdf

²⁰ https://www.asb.or.jp/asb/asbj/documents/docs/shihanki_2014/

²¹ <https://www.asb.or.jp/asb/asbj/iasb/discussion/20140523.pdf>

²² <https://www.asb.or.jp/asb/asbj/iasb/discussion/comments20140523.shtml>

²³ https://www.asb.or.jp/asb/asbj/press_release/overseas/pressrelease_201311227.jsp

このペーパーに寄せられたコメント等を踏まえ、ASBJは、財務業績を報告するうえで当期純利益が果たすべき役割について国際的な議論に参画するための検討を続けている。

ASBJは、今回公表したショート・ペーパーにおいて、その他の包括利益(OCI)に関する主な議論を分析したうえで、有用な財務情報を提供する観点から、その他の包括利益の使用は必要ではないかと結論付けている。

④ その他のIFRS関連プロジェクト

■ 報告及びコメント対応など

第287回企業会計基準委員会(2014年5月15日)²⁴及び第288回企業会計基準委員会(2014年5月29日)²⁵では、以下のコメント対応及び報告が行われた。

- 2014年6月開催会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)への対応
- その他の包括利益に関するショート・ペーパーの公表について(前述③を参照)
- IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況(前述①を参照)
- 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)事業モデルに関するリサーチ・ペーパーへのコメント対応
- IFRS第3号「企業結合」適用後レビューに関するIASBからの情報要請への対応
- IASBと他の会計基準設定主体との憲章について(前述1.(3)①を参照)

(3) その他

① リース事業協会、リースに係るIASBとFASB合同会議の審議に関する意見を公表

公益社団法人リース事業協会(以下、「リース事業協会」)は2014年5月19日、2014年3月に開催されたリースに係るIASBとFASB合同会議の審議及びその暫定合意に関して、「3月18日・19日開催のIASB・FASB合同会議の審議に対する意見」を公表した²⁶。

2014年3月のリースに係るIASB・FASB合同会議では、リースの借手については、すべてのリースをオンバランスすることを求めている。また、リースの分類について、IASBとFASBで異なる取扱いを求める暫定合意が行われた。

これに対し、リース事業協会は、公表文書の中で次の事項を主張している。

- 現行基準を維持したうえで、まずは開示の充実を図り、その適用後、オペレーティング・リースのオンバランスが必要であるならば審議を再開することを求める。
- 異なる2つのリース会計が存在する事態は避けるべきであり、異なる基準の公表は決して許容されるものではない。
- 仮に、3月の暫定決定に基づく審議を継続する場合、両審議会は、再度、公開草案を公表するなどの適切なデュープロセスを踏むべきである。

²⁴ https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20140515/20140515_index.shtml

²⁵ https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20140529/20140529_index.shtml

²⁶ <http://www.leasing.or.jp/chosa/kaikei/teigen/20140519.pdf>

② IASB 鸞地理事、日本のIFRSの適用について言及

IASBは2014年5月22日、2014年5月21日に日経アジアン・レビュー誌に掲載されたIASBの鸞地隆継理事のレポート「国際的な会計基準は(経済)成長に不可欠」²⁷を公表した。鸞地理事は、レポートの中で、日本の資本市場の発展及び日本企業の国際的な競争力の強化にIFRSの適用は不可欠であると述べている。

27 <http://www.ifrs.org/Features/Pages/Takatugu-Ochi-International-accounting-standards-essential-for-May-2014.aspx>

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.